

子ども・子育て計画中間年の見直しによる  
就学前教育・保育施設整備運営事業者募集要項（案）の概要

1、幼保連携型認定こども園、または保育所

対 象	2・3号認定を受けた、0～5歳児 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">定員数 90人</span> 認定こども園の場合、1号認定定員は30人以内として任意の人数を設定
施 設	幼保連携型認定こども園、または保育所
区域・用地	「川西中学校区・川西南中学校区」に事業者が所有、または賃借する物件 選定にあたっては上記校区を優先とするが、近接する明峰中学校区・多田中学校区での 応募も可。
開園時期	平成31年4月1日

2、小規模保育事業A・B型

対 象	3号認定を受けた、0～2歳児 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">定員数 12～19人</span>						
施 設	小規模保育事業A・B型						
区域・用地	<p>「川西中・川西南中学校区」または「明峰中・多田中学校区」に事業者が所有、または賃借する物件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">区分</td> <td style="padding: 2px;">川西中・川西南中学校区</td> <td style="padding: 2px;">1か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">区分</td> <td style="padding: 2px;">明峰中・多田中学校区</td> <td style="padding: 2px;">1か所</td> </tr> </table> <p>応募状況によっては上記区分によらず、複数選定することもある。</p>	区分	川西中・川西南中学校区	1か所	区分	明峰中・多田中学校区	1か所
区分	川西中・川西南中学校区	1か所					
区分	明峰中・多田中学校区	1か所					
開所時期	平成30年10月1日～31年4月1日（早期の開所を求める）						

上記と同様の機能を有する、保育所または認定こども園の分園の設置も対象とする。

3、スケジュール

平成30年1月以降、準備が整い次第、公募を開始し速やかに事業者を選考することとします。

#### 4、事業者の選考（案）

##### （1）事業者選考部会の設置

川西市子ども・子育て会議に、下記の委員構成による「（仮称）川西市子ども・子育て会議民間保育施設等事業者選考部会」を設置し、選考基準の決定、事業者のプレゼンテーション・ヒアリング等を行い選考にあたる。

委員構成	備考
学識経験者	
市立保育所 保育士	
市立幼稚園 幼稚園教諭	
市民委員	
建築士	臨時委員
公認会計士または税理士	臨時委員

（条例）第3条第2項 特別の事項を調査審議する必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。  
（条例）第7条第1項 会議は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、部会を置くことができる。

##### （2）事業者の選考にかかる決定について

下記の規定により、出席委員の3分の2以上の賛成により、選考部会での決定事項を、子ども・子育て会議の決定とみなすことができる。

（条例）第6条第4項 会議の議事は、市長が特に定める場合のほか、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
（規則）第2条 条例第6条第4項に規定する市長が特に定める場合とは、子ども・子育て会議の出席委員（臨時委員を含む。）の3分の2以上の多数により、条例第7条第1項の規定により設置された部会が調査検討する専門的な事項に係る議決を、子ども・子育て会議の議決とみなすことを議決した場合をいう。